

議案第30号 説明資料

幕別町水道事業給水条例及び幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第28条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第30条及び第31条 略</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第28条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第30条及び第31条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(過料)</p> <p>第32条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第33条～第36条 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(過料)</p> <p>第32条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第33条～第36条 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第37条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

幕別町水道事業給水条例及び幕別町簡易水道事業給水条例の
一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第27条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第29条及び第30条 略</p> <p>(過料)</p>	<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>第5条～第28条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第29条及び第30条 略</p> <p>(過料)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第31条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第32条～第35条 略</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第36条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>第31条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。</p> <p>(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第32条～第35条 略</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第36条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>